

新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金

大企業の一部の
非正規雇用労働者も対象

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が支給されます。

対象となる休業の 期間と申請期限

中小企業

申請対象期間	申請期限	支給上限日額
令和2年10月～12月	令和3年5月31日(月)	11,000円
令和3年1月～4月	令和3年7月31日(土)	
令和3年5月～6月	令和3年9月30日(木)	9,900円※

大企業

申請対象期間	申請期限	支給上限日額
令和2年10月～12月	令和3年5月31日(月)	11,000円
令和3年1月～4月	令和3年7月31日(土)	
令和3年5月～6月	令和3年9月30日(木)	9,900円※

※一部対象地域においては、申請対象期間が5月～6月分の場合でも、支給上限日額が11,000円となります。

支援金額の算定方法

令和2年4月1日から6月30日までの
休業の場合は、60%

休業前の1日
当たり
平均賃金

×80%

各月の
休業期間の
日数

●就労した日数
●働者の事情で
休んだ日数

① 1日当たり支給額
(9,900円が上限)

② 休業実績

- 1日8時間から3時間の勤務になるなど、時短営業などで勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものと対象となります。
- 週5回から週3回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となります。(就労した日などを休業実績から除いた上で対象となります。)

申請対象となる休業開始月前6か月のうち
任意の3か月の賃金の合計額 ÷ 90

令和3年1月8日(令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期)以降の休業について申請する場合は令和元年10月から申請対象となる休業開始月の前月までのうち任意の3か月の賃金合計額を90で割って計算します。

労働者本人からの申請のほか、
事業主を通じて(まとめて)申請
することも可能です。

本制度は、
休業手当の支払いに
ついて法令上問題が
有る可能性があります。
まずは、休業手当を支給して、
雇用調整助成金の利用を
ご検討ください。